

安全保障理事会議長声明

「紛争後の平和構築」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年4月16日に開催された安全保障理事会第6299回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、同議長声明(S/PRST/2009/23, S/PRST/2008/16)を想起し、紛争の結果における持続可能な和平と開発を構築するための基礎として、紛争後の平和構築の決定的な重要性を強調する。安保理は、恒久的な和平と開発を確保するための効果的な平和構築戦略の必要性を強調する。

安全保障理事会は、持続的な平和構築が、政治、治安、開発、人権及び法の支配の諸活動間の一貫性を強化する統合的な対処方法を必要としていることを、認識する。安保理は、優先的な必要に増えかつ包括的に応える平和構築戦略をてがける国家当局を支援するために、国際連合が果たしうる重要な役割を認識する。国際連合は、国際的協力機関に対し、国際的、地域的、国家的及び地方的レベルで、その戦略の下での支援を調整することを促す。

安全保障理事会は、国家の主体的取組及び国家の能力開発の重要性を再確認し、また、平和構築戦略は、国を明確にした文脈で検討されるべきことを強調する。これに関連して、安保理は、全ての主要な平和構築の必要性に応じることを念頭において、国家当局が政府の機構と機能を再編成するためにできる限り速やかに責任を負う必要性を認識する。安保理は、民主的で、透明性がありかつ責任ある統治への支援が、恒久的な和平を達成するために不可欠であることを強調する。

安全保障理事会は、紛争後の国家における政治的紛争の平和的解決及び持続的な平和達成のための不可欠な要素として、暴力的な紛争の原因に対処することの重要性を強調する。安保理は、包括的な対話、和解及び再統合を通じた和平プロセスと平和的共存を推進する重要性を認識する。安保理は、紛争から立ち直っている社会が、武力紛争の影響を受けた市民に対して行われた過去の虐待行為と向き合い、またそのような将来の虐待行為を予防するために、刑事責任の免除を終わらせることが不可欠であることを再確認する。安保理は、持続的な平和のために自由、公正かつ透明性のある選挙を行うことの重要性を強調する。

安全保障理事会は、治安部門改革を平和構築過程にとって不可欠なものとして認識し、かつ、治安部門改革は国内で主導されるべきことを確認する。効果的な治安部門改革は、専門的、効果的かつ責任ある治安部門、とりわけ民主的な政府の文民の監視下で国家警察及び軍の能力を育成することを必要とする。安保理は、独立した司法と矯正制度の確立を通じるものを含め、法の支配を高める治安部門改革のための部門を超えた取組の重要性を強調する。安保理は、事務総長に対して適切なかつ職務権限に応じた、特定の任務に関する事務総長報告書に、国内で主導された治安部門改革計画に対する調整された及び包括的な国際的支援の達成に向けて、国家当局を支援する特定任務の進捗状況に関する指摘を含めることを要請する。

安全保障理事会は、平和の定着のために、社会経済開発と並んで政治的安定及び治安を追求することの重要性を認識する。安保理は、信頼醸成及び和平プロセスに対する約束を支援するために、基礎的な用務の供給を含め、平和の配当を早期に提供することの重要性を強調する。安保理は、治安部門改革と武装解除、動員解除、社会復帰と調整された難民、国内避難民と元戦闘員の社会復帰は、分けて捉えられるべきではなく、平和、安定と開発を求める幅広い探求の文脈において、経済活動の再生を特に強調して実行されるべきであることを認識する。安保理は、これに関して、若者の失業者が高水準であるこ

とが、持続的な平和構築への重大な課題になりうることを指摘する。

国家の能力開発の重要性を認識する一方で、安全保障理事会は、紛争に影響を受けた地域社会の復興と影響を受けた国民、とりわけ、子ども、高齢者、難民及び国内避難民のような脆弱な市民の能力の強化に対する関心の向上と一貫した政策の重要性をまた強調する。安保理は犠牲者に対する支援の必要性に留意する。安保理は、同決議 1325(2000)及び 1820(2008)に従い、社会の機構の再設立において女性と若者がなし得る主要な役割を強調し、それらの者の観点と必要性を考慮するために紛争後の戦略の開発と履行にこれらの者の関与の必要性を強調する。

安全保障理事会は、薬物取引、組織犯罪、テロリズム、武器の不法取引及び人身取引が、紛争後の国家における平和の定着に影響を与え、国境を超えた脅威を構成し得ることを指摘し、また、これらに効果的に応えるための共通かつ共有された責任に基づいて国際的及び地域的な協力関係を増大する重要性を強調する。

安全保障理事会は、早期の実行可能な段階で平和構築支援を開始することの重要性をくり返し表明する。安全保障理事会は、特に支援と資金を集め平和構築の成果にむけた計画と調整を改善することを通して、平和構築で優先される事柄に対する平和構築委員会（PBC）の決定的な役割を認識する。安保理は、同委員会との更なる調整の必要性をさらに認識し、2010年のPBCの再検討及びその役割を高める方法に関する勧告に期待する。

安全保障理事会は、紛争後の平和構築に向けた予測可能な、首尾一貫したかつ時宜を得た資金援助を確保するために、関連する二及び多数の援助供与国間の調整を強化することの重要性を認識する。安保理は、紛争後の当面の必要性に向けた基金組織、とりわけ平和構築基金（PBF）が回復及び復興の成果にむけて、できる限り速やかにより実質的で長期間の融資を引き出す触媒的役割を果たすべきことを強調する。安保理は、PBFとPBCとの間のより大きな相乗作用を促す。

安全保障理事会は、国内の能力の開発に役立つためとりわけ開発途上国と女性の文民専門家をより広範囲にわたり確保しておくことの必要性を認識し、加盟国、国際連合及び他の関連協力機関に対し、そのような能力の構築において協力と調整を強化することを促す。安保理は、事務総長報告書の事務総長事後報告書(S/2009/304)における、国際連合の文民能力の再検討に関する勧告に期待する。

安全保障理事会は、国際連合システムが、とりわけその計画や予定の間の一貫性及び調整を促進することにより、他の国際的、地域的及び準地域的組織、並びに金融機関との戦略的な提携を強化する必要性を強調する。これとの関連で、安保理は、本部及び現場の双方での国際連合と世界銀行の間の協力を更に強化すること、また、事務総長に対し同じ事後報告書において、要請に従い、主要な平和構築部門に対するより時宜を得た、予測できるかつ責任ある対応を得るために講じられた措置に関する詳細を含めることを、期待する。